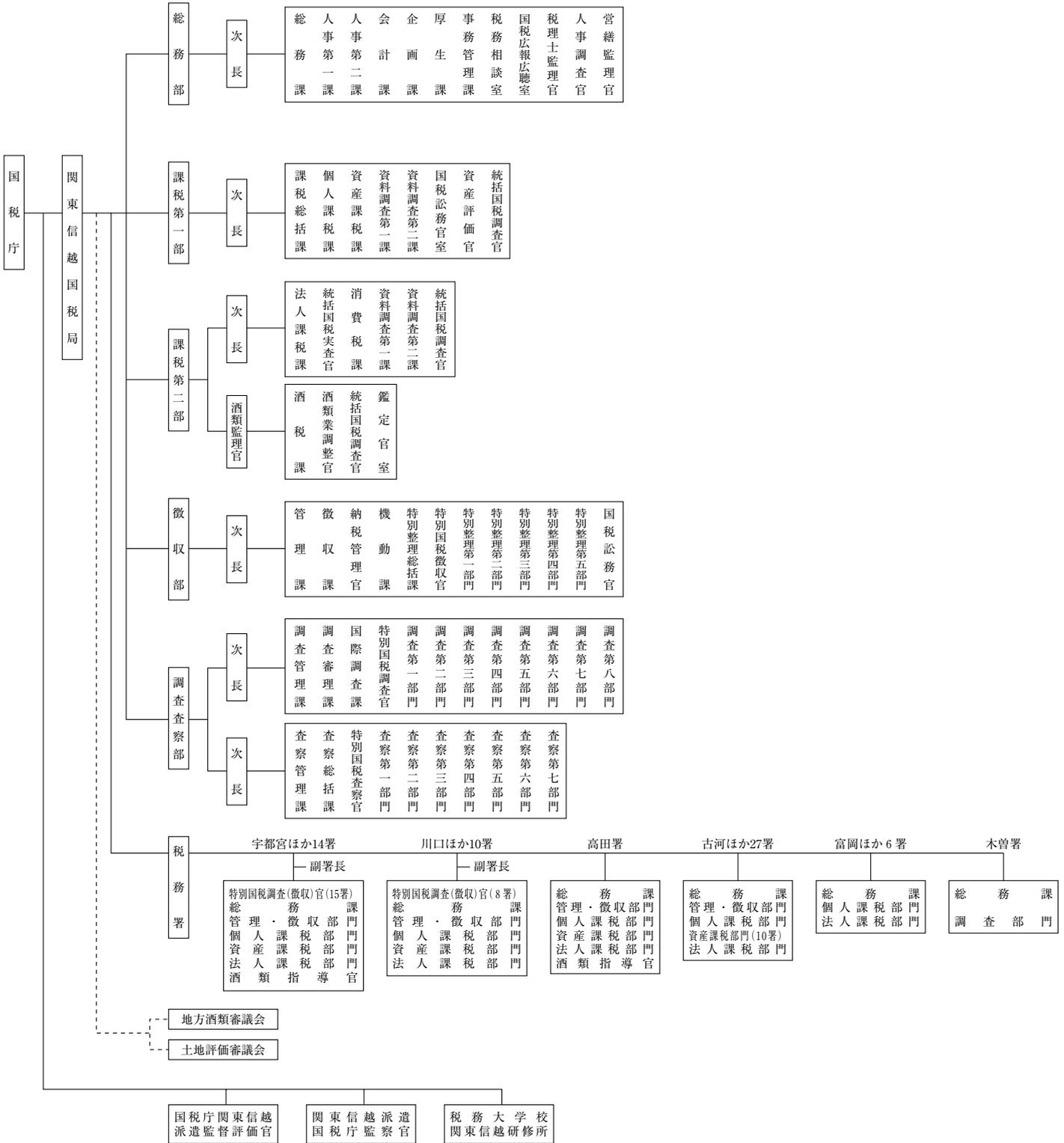


1-4 機 構

(1) 国税局及び税務署



(2) 国税不服審判所



調査時点：平成13年7月10日

(注) 昭和23年12月 東京財務局を分割して関東信越財務局が新設され、埼玉、茨城、栃木、群馬、長野及び新潟の6県を所管することになった。
 昭和24年6月 大蔵省設置法の制定により国税庁が新設され、これに伴い国税庁の地方支分局として関東信越国税局が設置され、内国税の賦課徴収事務を専管することとなった。